

宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員訓令甲第1号（平成19年8月30日）

宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員事務局処務規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員の事務局の組織及び事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(職及び職務)

第2条 事務局に事務局長、事務局次長及び主事を置く。

2 事務局長は、監査委員の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 事務局次長は、上司の命を受け、事務局の事務を整理し、事務局長を補佐する。

4 主事は、上司の命を受け、事務を掌る。

5 第1項に規定する職のほか、必要と認めるときは、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。

職	職務
主幹	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに特定事項を整理する。
主査	上司の命を受け、特定事項についての調査及び研究に当たり、並びに担当事務を整理する。

(公印)

第3条 監査委員の公印の名称、ひな形、書体、寸法、用途、数及び管理者は、別表

第1のとおりとする。

(文書)

第4条 文書には、記号及び番号を付けなければならない。

2 文書の記号は、別表第2のとおりとする。

(準用)

第5条 この訓令に定めるもののほか、事務局の事務処理については、広域連合長の

事務部局の例による。

附 則

この訓令は、平成19年8月30日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名 称	ひ な 形	書 体	寸法 (mm)	用 途	数	管理者
監査委員印	宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員印	れい書体	正方形 24	監査委員名の公文書用	1	事務局長
代表監査委員印	宮城県後期高齢者医療広域連合代表監査委員印	れい書体	正方形 24	代表監査委員名の公文書用	1	事務局長
代表監査委員職務代理者印	宮城県後期高齢者医療広域連合代表監査委員職務代理者印	れい書体	正方形 24	代表監査委員職務代理者名の公文書用	1	事務局長
事務局長印	宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員事務局長印	れい書体	正方形 22	事務局長名の公文書用	1	事務局長

別表第2（第4条関係）

1 法規文

宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員規則第 号

2 往復文

宮広監第 号